

工事記録写真電子納品特記仕様書

第1条 電子納品

本工事は、工事記録写真を電子データ化して提出することができる。
ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、決定するものとする。

第2条 対 象

工事記録写真とは、「川崎市水道局工事標準仕様書 第7編 工事記録写真」において、請負人が提出することが定められているものをいう。

第3条 作 成

電子データ化にあたっては、国土交通省で定める「工事完成図書の電子納品要領(案)」及び「デジタル写真管理情報基準(案)」に準拠しなければならない。

第4条 提 出

1 「工事完成図書の電子納品要領(案)」に記載された項目のうち、工事写真データを格納した電子媒体を2部提出するものとし、うち1部は、ファイル形式をすべてPDF形式に変換したものとする。

ただし、XML形式の電子媒体に閲覧ビューアソフトを内蔵して提出する場合は、PDF形式の電子媒体をXML形式に換えて提出することができる。

2 電子媒体についてはCD-R、電子媒体に貼るラベルについては局指定のものを使用しなければならない。

第5条 そ の 他

その他、必要な事項については、監督員と協議の上、決定するものとする。